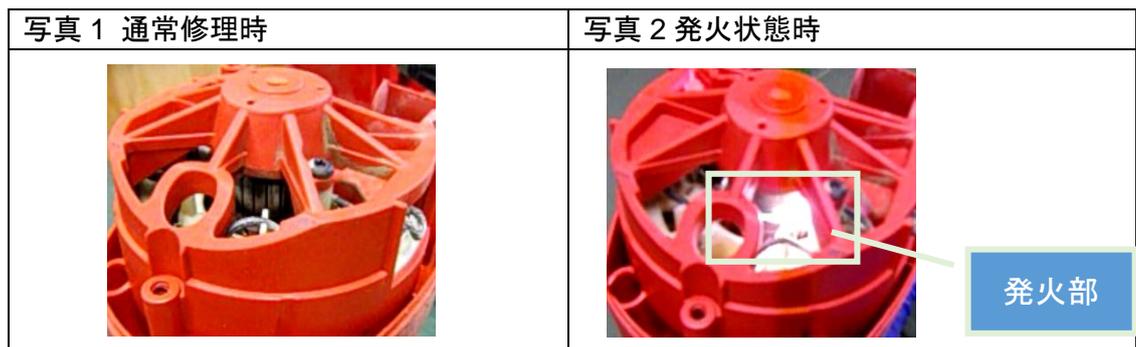


改造された製品の修理サービスに対するルール徹底のお知らせ

拝啓

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。この度、お客様がご自身で改造された製品に対しての、日本ヒルティとして該当製品の修理サービスに対するルールを徹底し、修理を行わない旨をご連絡させていただきます。

- I. 改造されている製品はモーター部分やその他電圧がかかる箇所より発火し、修理作業中の事故の危険があること、及び部品の異常消耗により思いもよらぬ事故を引き起こす恐れがあるため、修理サービスを提供しないルールを徹底させていただきます。
 - i. 改造されている製品を修理する際に、モーター部分やその他電圧負荷箇所の発火、これが起因する爆発事故の可能性があり、ツールサービスセンターの安全性が脅かされていること
 - ① 改造されている製品の発火により弊社ツールサービスセンターのメカニック及び協力会社のスタッフが危険に脅かされる恐れがございます。
 - ② 例として、発火状態の TE70 のモーター部分(ローター)の写真を以下に用意いたしました。



- ii. 改造されている製品は、安全性が担保できず、思いもよらぬ事故をお客様に引き起こしてしまう恐れがあること
- II. 本修理ルールの徹底は、全ての製品に対して **2017年1月1日受付分**より実施いたします。
ただし、現在フリートマネジメントをご契約中の製品、2年間(または1年間)の無償保証期間中の製品に関しては、お客様により改造されている製品に対する修理は継続いたします。フリートマネジメント契約期間後、もしくは無償保証期間後に関しては、同様に修理サービスの提供を終了いたします。また、**2017年1月1日**以降にフリートマネジメント契約、またはご購入いただきました製品に改造が施されている場合、修理サービスの対象外となります。
- III. なお、弊社ツールサービスセンターで電源コードを三芯コードに取り換えた場合など、弊社のサービスとして製品の改造を施した場合はこの限りではございません。

今後共、お客様にご満足いただける高品質な製品と高い付加価値を提供するサービス向上に努めていく所存です。何とぞ諸般の事情をお汲み取りいただき、ご理解を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

敬具

日本ヒルティ株式会社